

10.14 廃棄物等

10.14 廃棄物等

10.14.1 予測

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

① 予測内容

予測項目は、既存建物等の撤去及び進出企業の建築工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とした。

② 予測方法

造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測手順は、図 10.14.1-1 に示すとおりである。

なお、進出企業の業種は、本事業においては、製造業及び運輸業の立地が考えられるが、発生原単位の算出にあたっては、安全側を考慮し、廃棄物の発生原単位が最も大きくなる製造業のみで設定した。

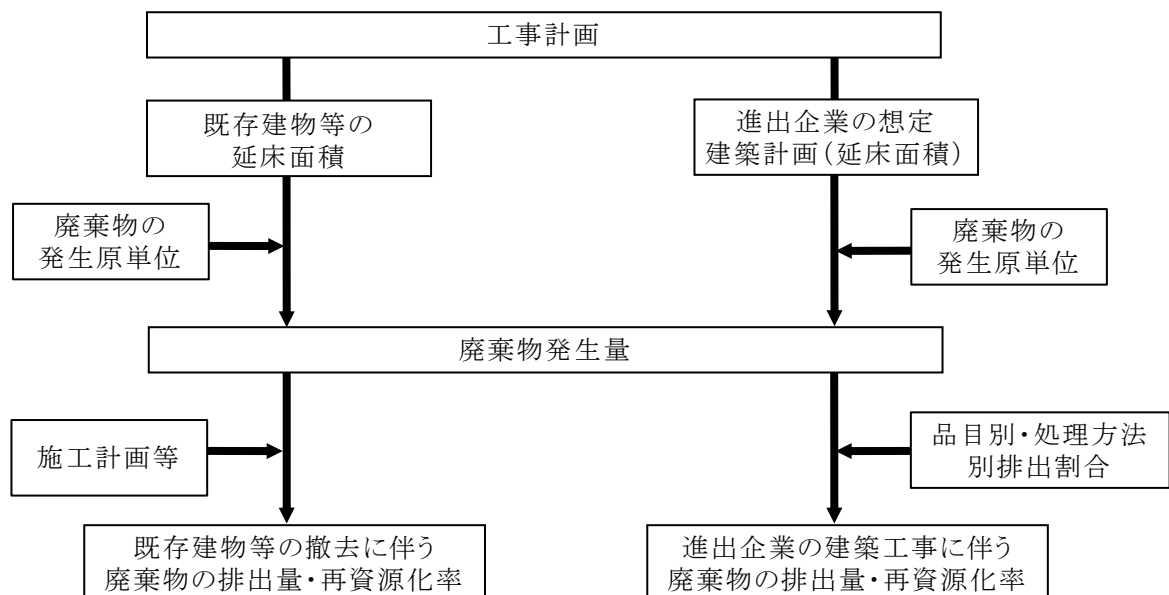


図 10.14.1-1 造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測手順

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とした。

④ 予測時期等

予測時期は、工事期間中とした。

⑤ 予測条件

a. 既存建物等の撤去に伴う廃棄物

廃棄物の排出量は表 10.14.1-1 に示すとおりである。

計画地内には既存の建物等はなく、発生する廃棄物は既存道路の撤去に伴うコンクリートからのみとなる。

表 10.14.1-1 既存建物等の撤去に伴う廃棄物の用途及び構造

用途及び構造	総延長 (m)	幅員 (m)	平均厚さ (m)	比重 (t/m ³)
既存道路	約2,210	5	0.06	1.8

注) 比重は「平成 30 年度建設副産物実態調査」(国土交通省)を参考とした。

b. 進出企業の建築工事に伴う廃棄物

進出企業の想定建築計画(延床面積)は、表 10.14.1-2 に示すとおりである。

延床面積は、事業計画から設定した。

また、建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分は表 10.14.1-3 に、用途・規模別の原単位は表 10.14.1-4 に、品目別・処理方法別排出割合は表 10.14.1-5 に示すとおりである。

表 10.14.1-2 進出企業の想定建築計画(延床面積)

進出予定業種	敷地面積 (m ²) ①	容積率 (%) ②	延床面積 (m ²) ③=①×②/100
製造業 運輸業	292,200	200	584,400

表 10.14.1-3 建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分

廃棄物の種類	処理方法		原単位の区分	
	場内外利用	裏込材・埋め戻し材等で利用	廃棄物の発生原単位	混合廃棄物原単位
分別廃棄物 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・廃プラスチック類 ・木くず ・石膏ボード ・金属くず ・紙くず	専ら物の売却等	専ら物・有価物等を回収・再生業者へ直接引き渡す		
	再資源化	再資源化施設へ搬入		
	中間処理	分別・単品で中間処理施設へ搬入、処理を委託		
	最終処分	分別・単品で最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託		
混合廃棄物	中間処理	混合廃棄物として中間処理施設へ搬入、処理を委託	-	
	最終処分	混合廃棄物として最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託		

注) 専ら物: 専ら再生利用の目的となる紙くず、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維のこと。
 混合廃棄物: コンクリート塊や廃プラスチック類、木くず等の廃棄物が分別されず混在している廃棄物のこと。
 再資源化施設: 廃棄物を再資源化する施設のこと、混合廃棄物の処理は行わない施設のこと。
 中間処理施設: 分別、減容、無害化、安定化等の処理を行う施設のこと。
 出典:「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成 24 年 11 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

表 10.14.1-4 用途・規模別の原単位

用途	規模 (延床面積) (m ²)	廃棄物の発生原単位 (kg/m ²)	混合廃棄物の発生原単位 (kg/m ²)
製造業(工場)	10,000m ² 以上	33.4	4.5

注) 廃棄物の発生原単位: 工事作業所内で発生した廃棄物の単位面積(延床面積)当たりの総量
 混合廃棄物原単位: 工事作業所内で発生した混合廃棄物の単位面積(延床面積)当たりの排出量
 出典:「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書(2020 年度データ)」(令和 4 年 2 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

表 10.14.1-5 品目別・処理方法別の排出割合

単位: %

種類	処理方法	場内外利用	専ら物売却	再資源化施設	中間処理施設	最終処分場	合計
分別廃棄物	コンクリート塊	0.04	0.00	22.07	25.01	0.00	47.07
	アスファルト・コンクリート塊		0.00	4.75	5.74	0.00	10.49
	廃プラスチック類		0.00	0.18	7.21	0.00	7.39
	木くず		0.00	3.03	6.32	0.00	9.35
	石膏ボード		0.00	5.63	5.32	0.00	10.95
	金属くず		10.90	0.00	1.07	0.00	11.97
	紙くず		0.93	0.00	1.81	0.00	2.74
計	0.04	11.83	35.65	52.47	0.00	100.00	
混合廃棄物		0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	100.0

注) 1. 分別廃棄物の排出割合は、下記資料の「品目別排出施設・排出量」の 2020 年度の結果より設定した。混合廃棄物の排出割合は、同資料の記載に基づき設定した。なお、場内外利用は分別廃棄物の項目全体の値であるため、分別廃棄物別の合計には計上していない。
 2. 中間処理施設における再資源化率及び最終処分率は不明のため、ここでは考慮していない。
 3. 四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。
 出典:「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書(2020 年度データ)」(令和 4 年 2 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

⑥ 予測結果

a. 既存建物等の撤去に伴う廃棄物

既存建物等の撤去に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物排出抑制の状況の予測結果は、表10.14.1-6に示すとおりである。

既存建物等の撤去に伴う廃棄物の総発生量は1,193t、再資源化量は1,193tと予測した。発生した廃棄物については、リサイクル処理業者へ委託して再資源化に努める。

表 10.14.1-6 既存建造物の撤去に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量等

廃棄物の種類	発生量(t)	再資源化量(t)	再資源化率(%)	中間処分量(t)
コンクリートがら	1,193	1,193	100	0

注)再資源化量及び再資源化率は工事計画を基に設定した。

b. 進出企業の建築工事に伴う廃棄物

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物排出抑制の状況の予測結果は、表 10.14.1-7 に示すとおりである。

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総発生量は 22,149t、このうち分別廃棄物は 19,519 t、混合廃棄物は 2,630tと予測した。最も発生量の多かった分別廃棄物はコンクリート塊(9,196t)であった。

全体の再資源化量は9,276t、再資源化率は42%であった。また、分別廃棄物全体の再資源化率は48%、混合廃棄物は0%であった。

なお、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化率は、各々、47%、45%、32%であった。

表 10.14.1-7 進出企業の建設工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量等

廃棄物の種類	発生量(t)	再資源化量(t)				再資源化率(%)	中間処理量(t)	最終処分量(t)	
		場内外利用	専ら物売却等	再資源化施設	計				
分別廃棄物	コンクリート塊	9,196	8	0	4,307	4,315	47	4,881	0
	アスファルト・コンクリート塊	2,048		0	927	927	45	1,121	0
	廃プラスチック類	1,442		0	34	34	2	1,408	0
	木くず	1,825		0	591	591	32	1,234	0
	石膏ボード	2,137		0	1,099	1,099	51	1,038	0
	金属くず	2,336		2,128	0	2,128	91	208	0
	紙くず	535		181	1	182	34	353	0
	計	19,519		8	2,309	6,959	9,276	48	10,242
混合廃棄物	2,630	0	0	0	0	0	2,630	0	
総計	22,149	8	2,309	6,959	9,276	42	12,872	0	

注) 1.中間処理施設における再資源化率が不明のため、中間処理における再資源化量は反映していない。

2.各廃棄物の再資源化率=各廃棄物の再資源化量の計/各廃棄物の発生量×100

3.端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

① 予測内容

ア. 産業廃棄物等の状況

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とした。

イ. 事業系一般廃棄物の状況

予測項目は、事業系一般廃棄物の種類及び種類ごとの排出量の状況とした。

② 予測方法

予測手順は、図 10.14.1-2 に示すとおりである。

なお、進出企業の業種は、本事業においては、物流系用地の造成を実施することから、主に運輸業の立地が考えられるが、その他の業種が立地する可能性も考えられるため、安全側を考慮し、産業廃棄物については排出原単位が最も大きくなる製造業を設定した。

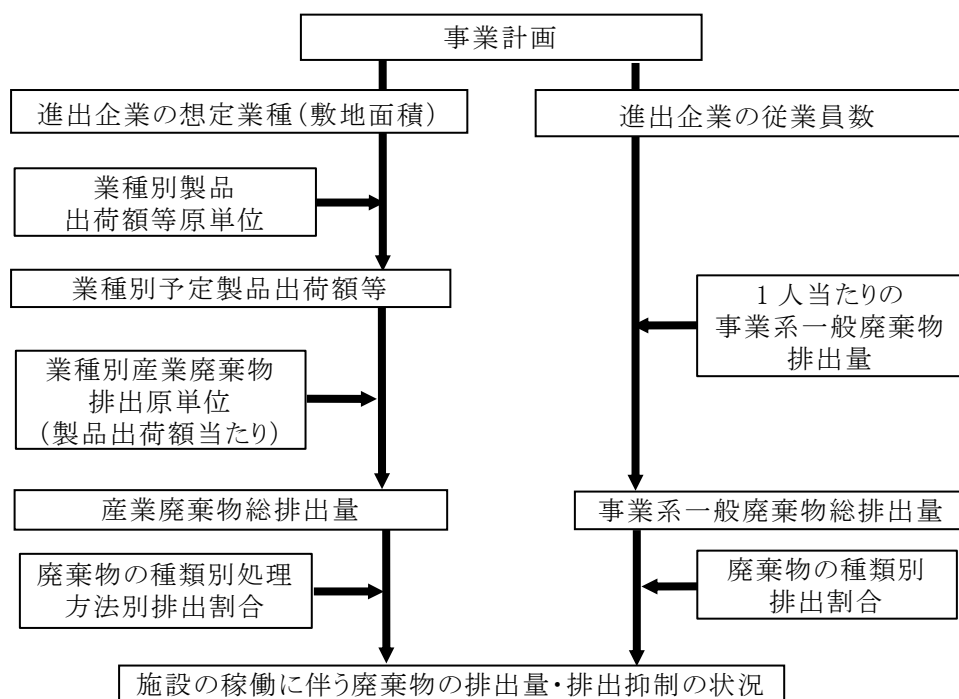


図 10.14.1-2 施設の稼働に伴う廃棄物の影響の予測手順

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とした。

④ 予測時期等

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とした。

⑤ 予測条件

ア. 産業廃棄物等の状況

製造業の業種別予定製品出荷額等は、表 10.14.1-8 に示すとおりである。各区画の合計敷地面積に業種別製品出荷額等原単位(敷地面積当たり)を乗じて算出した。

また、業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位は、表 10.14.1-9 に、廃棄物の種類別・処理方法別排出割合は、表 10.14.1-10 に示すとおりである。

表 10.14.1-8 業種別予定製品出荷額等

業種	敷地面積 (ha)	業種別製品出荷額等原単位 (百万円/ha)	業種別予定製品出荷額等 (十億円)
パルプ・紙・紙加工品製造業	29.22	915.48	26.75

- 注) 1. 敷地面積は全区画の合計の値を示す。
 2. 業種別製品出荷額原単位は、「2022年産業別統計表」(令和5年7月31日公表・掲載 経済産業省大臣官房調査統計グループ)の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。
 3. 進出企業の業種は未定のため、用途地域が工業地域に変更されることから、「令和4年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度実績」(令和5年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)の全国共通原単位から廃棄物排出量が最も多くなる「パルプ・紙・紙加工品製造業」を選定した。

表 10.14.1-9 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

単位:t/十億円

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
業種 パルプ・紙・紙加工品製造業	19.46	3236.10	2.38	0.19	0.46	57.25	0.00	2.11	0.00	4.24	0.52	0.25	0.29	79.12	

出典:「令和4年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度実績」(令和5年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

表 10.14.1-10 廃棄物の種類別処理方法別排出割合

単位:%

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
処理状況 再生利用率	72	7	44	29	18	62	80	84	64	96	77	92	96	85	
減量化率	6	92	54	69	80	23	16	12	17	1	7	2	1	8	
最終処分率	22	1	2	2	2	16	4	3	19	3	15	6	3	7	

- 注) 1. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。
 2. 再生利用率は、中間処理施設での再生利用も反映された値である。
 出典:「令和4年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度実績」(令和5年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

イ. 事業系一般廃棄物の状況

本事業における人員計画は、表 10.14.1-11 に、1 人当たりの事業系一般廃棄物排出量は、表 10.14.1-12 に、廃棄物の種類別の排出割合は表 10.14.1-13 に示すとおりである。

立地予定業種は、製造業及び運輸業の立地が想定されることから、従業者数は、企業用地の敷地面積と「平成 27 年工業立地動向調査」(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ)に示された単位面積当たりの従業員数から算出した。

1 人当たりの事業系一般廃棄物排出量は、坂戸市における事業系ごみ収集量を就業人口で除して算出した。

廃棄物の種類別の排出割合は、運輸・修理・各種サービス業と製造業の平均値を使用した。

表 10.14.1-11 人員計画

単位面積当たりの 従業員数 (人/千 m ²)	企業用地の 敷地面積 (ha)	従業者 (人)
3.91	29.2	1,142

表 10.14.1-12 1 人当たりの排出量

坂戸市における 事業系ごみ収集量 (t/年)	坂戸市における 就業人口* (人)	1 人当たりの 事業系一般廃棄物排出量 (t/年)
4,625	43,321	0.107

注)※:令和 2 年 10 月 1 日現在

出典:「坂戸市の形態別ごみ量の推移」(坂戸市ホームページ)

「統計坂戸 令和 3 年度版」(和光市ホームページ)

表 10.14.1-13 廃棄物の種類別排出割合

単位:%

廃棄物の 種類 処理状況	可燃物					焼却不適物		不燃物			
	紙類	厨茶	繊維	草木	その他 可燃物	プラス チック	ゴム・ 皮革	ガラス	金属類	石・陶 磁器	その他 不燃物
運輸・修理・各 種サービス業	27.1	11.9	3.7	13.2	0.1	17	5.8	1.4	15.2	1.1	3.6
製造業	29.9	7.8	18.5	6.1	0.2	26.1	7.5	1.0	2.2	0.2	0.7
平均	28.5	9.85	11.1	9.65	0.15	21.55	6.65	1.2	8.7	0.65	2.15

出典:「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」東京都環境科学研究所年報(廃棄物研究室)(平成 12 年、及川ら)

⑥ 予測結果

ア. 産業廃棄物等の状況

施設の稼動に伴う産業廃棄物の種類別・処理方法別排出量は表 10.14.1-14 に示すとおりである。

施設の稼動に伴う産業廃棄物の全体の排出量は 91,013t/年で、種類別では汚泥の排出量が 86,566t/年と最も多く、次いでばいじんが 2,117t/年と予測した。

また、全体の再生利用量は 9,395t/年(再生利用率は 10%)、減量化量は 80,250t/年(減量化率は 88%)、最終処分量は 1,383t/年(最終処分率は 2%)と予測した。

表 10.14.1-14 種類別・処理方法別産業廃棄物排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器	鉍さい	がれき類	ばいじん	合計
排出量(t/年)	520	86,566	64	5	12	1,531	0	56	0	113	14	7	8	2,117	91,013
再生利用量(t/年)	375	6,060	28	1	2	949	0	47	0	109	11	6	7	1,799	9,395
減量化量(t/年)	31	79,640	34	4	10	352	0	7	0	1	1	0	0	169	80,250
最終処分量(t/年)	115	866	1	0	0	245	0	2	0	3	2	0	0	148	1,383
再生利用率(%)															10
減量化率(%)															88
最終処分率(%)															2

注)1. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

2. 廃棄物の再生利用率の合計 = 廃棄物の再生利用量の合計 / 廃棄物の排出量の合計 × 100
3. 廃棄物の減量化率の合計 = 廃棄物の減量化量の合計 / 廃棄物の排出量の合計 × 100
4. 廃棄物の最終処分率の合計 = 廃棄物の最終処分量の合計 / 廃棄物の排出量の合計 × 100

イ. 事業系一般廃棄物の状況

施設の稼動に伴う事業系一般廃棄物の種類別排出量は表 10.14.1-15 に示すとおりである。

施設の稼動に伴う事業系一般廃棄物の総排出量は 122.2t/年で、種類別では、紙類の排出量が 34.8t/年と最も多く、次いでプラスチックが 26.3t/年と予測した。

表 10.14.1-15 事業系一般廃棄物の種類及び量

単位: t/年

廃棄物の種類 処理状況	可燃物					焼却不適物		不燃物				合計
	紙類	厨茶	繊維	草木	その他可燃物	プラスチック	ゴム・皮革	ガラス	金属類	石・陶磁器	その他不燃物	
本事業に伴う事業系一般廃棄物	34.8	12	13.6	11.8	0.2	26.3	8.1	1.5	10.6	0.8	2.6	122.2

注) 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない。

(3) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

① 予測内容

予測項目は、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とした。

② 予測方法

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測した。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画地内とした。

④ 予測時期等

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とした。

⑤ 予測結果

計画地内に流入する雨水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 2 箇所に設置(貯留量合計 93,650m³)し、雨水流出量の抑制を図り、排水路に放流する計画である。

また、施設の稼働に伴い発生する生活排水及び事業系排水については、立地企業ごとに汚水の排出量や水質が異なるため、必要に応じて立地企業ごとに個別処理を行い、公共下水道へ放流する計画である。

10.14.2 評価

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

造成等の工事に伴う廃棄物の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.14.2-1 に示す整合を図るべき基準等との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.14.2-1 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 法律第 137 号)	<p>①事業者の責務 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。</p> <p>3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 法律第 48 号)	<p>①事業者等の責務 第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。</p>
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年 法律第 104 号)	<p>①建設業を営む者の責務 第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。</p> <p>2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。次条及び第四十一条において同じ。)を使用するよう努めなければならない。</p> <p>②発注者の責務 第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。</p>

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

既存建物等の撤去及び進出企業の建築工事に伴う廃棄物の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・ 工事中に発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。
- ・ 進出企業の建築工事に伴い発生する廃棄物は、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう指導する。

したがって、既存建物等の撤去及び進出企業の建築工事に伴う廃棄物排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

イ. 基準、目標等との整合の観点

既存建物等の撤去に伴う廃棄物の発生量は1,193t、再資源化率は100%、進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総発生量は22,149t、再資源化率は42%と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う廃棄物の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.14.2-2 に示す整合を図るべき基準等との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.14.2-2 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 法律第 137 号)	①事業者の責務 ※表 10.14.2-1 と同様
資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 法律第 48 号)	①事業者等の責務 ※表 10.14.2-1 と同様

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う廃棄物の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・ 施設の稼働に伴い発生する事業系一般廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。
- ・ 施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物の処理に関する指導は埼玉県の所管となるが、上記事業系一般廃棄物の処理に関する指導と併せて、各進出企業に対し、手引き等により排出事業者責任について周知し、産業廃棄物について適正に処理するよう要請する。

したがって、進出企業の施設の稼働に伴う廃棄物排出抑制は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、施設の稼働に伴う産業廃棄物の全体の再生利用量は 9,395t/年(再生利用率は 10%)、減量化量は 80,250t/年(減量化率は 88%)、最終処分量は 1,383t/年(最終処分量率は 2%)と予測された。

また、廃棄物削減の観点から、施設の稼働に伴う廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導、要請する。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

(3) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

① 評価方法

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

イ. 基準、目標等との整合の観点

表 10.14.2-3 に示す整合を図るべき基準等との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.14.2-3 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
埼玉県環境基本計画(第5次) (令和4年4月)	<p>◆雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進 資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を図るため、普及啓発活動等により雨水、再生水の活用や節水を促進します。</p> <p>◆工場・事業場に対する規制遵守指導及び土壌・地下水の汚染拡散の防止 水質汚濁防止法等に定める排水基準が適用される工場・事業場への効果的な立入検査などにより、排出水の汚染状況を確認し、排水基準の遵守を指導します。</p>

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

施設の稼働に伴う雨水及び処理水については、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。

- ・ 各進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。
- ・ 雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内2箇所に設置(貯留量合計93,650m³)し、雨水流出量の抑制を図り、排水路に放流する。また、調整池の管理引継ぎ後は、坂戸市が同条例に則り適切に調整池の維持管理を行う。
- ・ 施設の稼働に伴う生活排水及び事業系排水については、必要に応じて立地企業ごとに個別処理を行い、公共下水道へ放流する。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

イ. 基準、目標等との整合の観点

雨水の有効利用の観点から、各進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 2 箇所に設置(貯留量合計 93,650m³)し、雨水流出量の抑制を図り、排水路に放流する。

また、施設の稼働に伴い生活排水及び事業系排水の発生が考えられるが、必要に応じて立地企業ごとに個別処理を行い、公共下水道へ放流する計画である。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

